

町立医療施設等医療用診療材料共同購入に係る入札説明書

町立医療施設等（国保京丹波町病院・和知診療所・附属質美診療所・京丹波町介護療養型老人保健施設）において調達する医療用診療材料（別紙「医療用診療材料一覧表」参照）の入札に参加しようとする方は、この入札説明書を熟知の上、入札に参加してください。

1 入札の概要

今回の入札は、町立医療施設等において、下記の期間に使用する医療用診療材料の調達について、医療用診療材料の品目ごとにそれぞれの納入単価について単価契約をするため、指名競争入札を実施するものです。

- (1) 京丹波町病院・附属質美診療所分 平成22年4月1日から平成22年9月30日まで
- (2) 和知診療所・老人保健施設分 平成22年4月1日から平成22年3月31日まで

2 発注予定医療用診療材料等

発注予定医療用診療材料等は、別紙「医療用診療材料一覧表」のとおりです。ただし、今年度の発注予定数量については、各施設における診療内容や採用品目の変更等により、予定数量に関わらず変動する場合があります。

3 納入条件

京丹波町病院・和知診療所・介護療養型老人保健施設分については各施設からの注文を受けて、各施設へ納品するものとし、附属質美診療所分については京丹波町病院を通じて注文を行い、京丹波町病院へ納品するものとします。納品された医療用診療材料に係る請求書については、施設ごとに発行するものとします。また、使用期限・有効期限の設定されている医療用診療材料は、特別な事情がない限り、その2/3以上あることを原則とします。

4 契約方法

契約は、医療用診療材料の区分ごとに、単価契約とします。

5 医療用診療材料一覧表に関する質問回答

- (1) 医療用診療材料一覧表に関する質問は、京丹波町ホームページに掲載する様式に記入し、入札通知書に示す期限までに、ファクシミリにて提出してください。（電話等口頭によるもの、郵送及び持参によるものは受け付けません。）

医療用診療材料一覧表に関する質問の回答は、入札通知書に示す日に京丹波町ホームページの入札情報に掲載します。

- (2) 連絡先

京丹波町監理課

電話番号0771-82-3811 ファクシミリ番号0771-82-2500

6 入札手続等

- (1) 入札の方法

ア 入札の方法は、郵便入札とします。

イ 郵送方法は、特定記録郵便・簡易書留・一般書留のいずれかのみとします。それ以外は受け付けません。入札通知書に示す入札書送付期間内に送付してください。（消印有効）

ウ 表封筒には次のものを入れ、以下のとおり宛先を記載してください。

所定の入札用封筒に入った入札書

なお、入札書については、次の①から⑤により、提出してください。

- ①「医療用診療材料一覧表」（入札通知書に同封の電子媒体に格納している電子データ）に入札金額を入力した上で、上書き保存する。
なお、この際、入札金額の入力以外に、データの加工等を行わないでください。
- ②入札書に必要事項を記入し、押印する。
- ③①のデータをA4サイズ（横長）に印刷し、②と袋綴じにし、割印をする。
- ④③を表面に必要事項を記入した所定の入札用封筒に入れ、封印をする。
- ⑤①の上書き保存した電子媒体と④とを必要事項を記載した表封筒に入れる。

〒622-0292 「丹波郵便局留」 京丹波町監理課 あて

エ 表封筒には、案件番号、案件名、送付人の氏名及び住所を記載し、「入札書在中」と朱書きしてください。

オ 入札書は、所定の入札用封筒（様式第2号）に入れ、封印等の処理をしてください。

カ 入札書の日付は、入札通知書に示す入札（開札）日を記入してください。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、医療用診療材料の区分ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記入してください。

入札書に記載する金額は円止めとし、その表示方法は「×, ××× (円)」とします。間違えて円未満まで記入した入札書は有効としますが、円未満は切り捨てるものとします。

入札に記載する金額については、納入に要する費用も含めて記入してください。

入札辞退の医療用診療材料については、「辞退」と記入してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

イ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ウ 指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

エ 入札書と同時に提出した電子データの入札金額に相違があった者の行った入札

(4) 入札の辞退

全ての医療用診療材料について、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式第4号の1）を提出してください。

なお、入札書を郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができません。

(5) 入札に係る様式等

入札に係る各種様式は、京丹波町ホームページからダウンロードしたもの及び対象業者

あて送付しました電子媒体に保存されている様式を使用してください。

7 入札の執行

改札は、入札参加者の中から選任された入札立会人の立会いにより行うものとする。選任された入札立会人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 医療用診療材料の区分ごとに、京丹波町財務規則（平成 17 年京丹波町規則第 24 号）第 113 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としてします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行します。くじの日時及び場所については、電話等により連絡します。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札価格に予定数量を乗じた額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収します。

10 契約書の作成

落札者の決定後、担当者と協議のうえ契約書を作成することとします。
契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

11 入札の中止

入札者が 2 人に満たない場合は、入札を中止します。ただし、個々の医療用診療材料の入札辞退に伴い、結果的に、個々の医療用診療材料の入札者が 1 人となった場合は、その入札を有効とします。

12 その他

- (1) 本案件の発注に係る取扱いについては、京丹波町工事等競争入札心得を準用します。
- (2) 入札参加者は、入札通知書、本入札説明書、仕様書及び医療用診療材料一覧表を熟読し、入札心得を遵守してください。
- (3) 入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがあります。
- (4) 予定価格以下で入札することができない医療用診療材料がある場合は、その医療用診療材料については、入札を辞退してください。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とします。また、本町の指名停止措置を行うことがあります。
- (5) 開札を円滑に進めるために、あらかじめ、開札前に、提出された電子データにより集計を行い、医療用診療材料ごとに落札者を予定します。
開札に当たっては、入札書を開封し、電子データと相違がないか等をチェックした上で、落札決定を行います。
- (6) 入札結果については、落札決定後、京丹波町ホームページで公表します。